

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

株式会社檜の木 グループホーム眺海 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、介護保険法に基づき、グループホーム眺海（以下「眺海」という）が、設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正かつ円滑な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「眺海」は、介護保険法令の趣旨に従い、認知症症状によって自立した日常生活が困難になった利用者並びに心身の状況・希望により意欲的に居宅において生活が継続できるように短期利用を要する利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 「眺海」において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったサービスを提供する。

- 2 利用者の意思及び人格、人権の尊重に努めるとともに、個別の介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 サービスの担い手が、常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよう管理、評価を行う。
- 5 短期利用のサービス提供においては、担当する居宅介護支援専門員と常に連携を図る。

(事業所の名称及び所在地、代表者の情報等)

第4条 「眺海」の名称及び所在地、代表者等は次の通りとする。

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 名称 | グループホーム眺海 |
| (2) 法人・所在地 | 山形県酒田市山寺字宅地159番地 |
| (3) 代表者 | 代表取締役 富樫正樹 |
| (4) 開設年月日 | 平成16年11月20日 |
| (5) 電話番号・FAX番号 | 電話 0234-62-2730 FAX0234-61-4975 |
| (6) 介護保険事業者指定番号 | 0673200374 |

(職員の員数及び職務内容)

第5条 「眺海」に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

Aユニット 花花(はなはな)棟

(1) 管理者 1名(介護職員と兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名(介護職員と兼務)

計画作成担当者は、利用者の介護支援、介護サービス計画作成に関する業務に従事する。

(3) 介護職員 12名以上(Bユニット木木と兼務・常勤10名以上、非常勤2名以上、うち常勤1名は看護師)

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務等に従事する。

看護職員は利用者の状態に応じた医療ニーズに対応する。

(4) 夜間及び深夜の時間帯は夜勤勤務とし1名配置

Bユニット 木木(もくもく)棟

(1) 管理者 1名(計画作成担当者・介護職員と兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名(管理者・介護職員と兼務)

計画作成担当者は、利用者の介護支援、介護サービス計画作成に関する業務に従事する。

(3) 介護職員 12名以上(Aユニット花花と兼務・常勤10名以上、非常勤2名以上、うち常勤1名は看護師)

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

看護職員は利用者の状態に応じた医療ニーズに対応する。

(4) 夜間及び深夜の時間帯は夜勤勤務とし1名配置

(利用定員)

第6条 「眺海」の入居定員は次の通りとする。

利用定員18名(9名×2ユニット)

(入居の手続き)

第7条 「眺海」への入居を希望する者は、管理者に対し下記に定める書類により所定の手続きを行うものとする。

(1) 入居申込書

(2) 健康診断書

(3) 重要事項説明受取書

(4) その他「眺海」が必要とする書類

(入居の基準)

第8条 要支援2または要介護者であって、認知症の状態にある者（著しい精神症状を呈する者及び著しい異常行動のある者、並びに認知症の原因となる疾患が急性期の状態にある者を除く）で、共同生活住居において共同生活を送ることが可能な者とする。

2 入居者の決定は、「眺海」で行う入所判定検討会で検討を行い決定する。

(退居の基準)

第9条 要介護等認定更新において、自立または要支援1と認定された場合。

2 病気治療などにより、2週間以上「眺海」を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能となったとき、または離れた期間が2週間以上となったとき。

3 正当な理由なく、利用料その他支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき。

4 感染症疾患等により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、その必要性があるとき。

5 言動や行動が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することが困難な時。

6 故意に法令違反やその他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない時。

(指定認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第10条 指定認知症対応型生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者、家族、各サービス担当者と協議のうえ、援助の目標（短期・長期）を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定認知症対応型共同生活介護計画または指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を速やかに作成する。作成した介護計画書を利用者及び家族に対し説明を行い、同意を得る。計画書は書面で交付する。変更の場合も同様とする。

2 利用者に対し、介護計画に基づいて懇切丁寧にサービスを提供するとともに、その実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

3 利用者及び家族は、介護計画の変更を申し出ることができ、利用者の不利益となる場合を除いて、希望に沿った介護計画の変更を行う。

(各種サービスの内容及びその提供)

第11条 「眺海」は、介護計画に基づき各種サービスを懇切丁寧に提供する。サービス内容は次のとおりとする。

1 介護保険給付対象サービスとして、入浴、排泄、食事、着替え等の介護及び日常生活上の世話とその生活の中での機能訓練並びに相談、援助等。

2 介護給付対象外サービスとして、「重要事項説明書」に記載された内容。

3 本条の各種サービスの提供にあたっては、利用者、家族に対して説明を行い同意を得る。

(短期利用共同生活介護)

第12条 「眺海」は、各生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期限を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、「眺海」の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、介護計画に従ったサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために居室を空ける場合には、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用することがある。なお、この場合の家賃等の経費については、短期利用共同生活介護の利用者が負担する。

(利用料及びその他の費用の額)

第13条 「眺海」が提供する指定認知症対応型生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護の利用料額は次の通りとする。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示126号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割若しくは3割の支払いを受けるものとする。介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示128号）（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割若しくは3割の支払いを受けるものとする。
- (2) 居室提供費（1,030円／日）水道光熱費（500円／日）食費（1,140円／日）その他、おむつ代、理美容代、通院費、日用品費（化粧品・義歯洗浄剤等）、新聞、雑誌代、催事参加費、趣味活動材料費、ベッドのレンタル料等、利用者に負担いただくことが適当と認められるものは実費とする。
- (3) 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- (4) 前3項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。
- (6) 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容、費用の額その他

必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(医療連携体制)

第14条 「眺海」は看護師配置により、指定認知症対応型共同生活介護の医療連携体制を整備している。

(利用に当たっての留意事項)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 面会時間は原則として午前10時から午後5時30分までとする。
- (2) 外出・外泊する場合は速やかに申し出て、所定の届出用紙に記入し前日までに提出すること。
- (3) 火気類及び危険物、金銭、貴重品の持込み及び差し入れは、事前に申し出て了解を得ることとする。
- (4) 建物や備品及び貸与物品は大切に扱うこと。
- (5) 金銭の貸し借りは行わないこと。
- (6) 他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利行為は行わないこと。

(入退居にあたっての支援)

第16条 予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者や保健機関、福祉サービス期間と連携し、円滑な対応を行う。

- 2 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密保持と個人情報保護)

第17条 「眺海」は職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。また、予め同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者、家族の個人情報を利用しないなど、十分な管理に努め、廃棄・処分に際しても漏洩防止を徹底していくものとする。職員等が本規程に違反した場合には、損害賠償を求める事とする。

(相談・苦情処理)

第18条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。また、委員会を設置しており、苦情発生と処理内容に対する協議を行い、改善に向けての処罰や対応を検討する。

- 2 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 「眺海」の設置する相談・苦情の相談室以外に、酒田市役所高齢者支援課、国民健康保険団体連合会においても相談窓口を設置している。連絡先は「重要事項説明書」に記載されているとおりである。

（損害賠償）

- 第19条 利用者に対する介護サービスに当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、「眺海」は損害賠償責任保険に加入している。

（衛生管理）

- 第20条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症型を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、衛生管理マニュアルに基づき常に衛生管理に留意する。
- 2 管理者は食中毒や感染症等に関する知識の習得のため、研修の受講を義務付け、教育の機会を設けて感染症等が蔓延しないよう必要な措置を行う。

（緊急時・事故発生時における対応策）

- 第21条 利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、医療連携看護師、家族、主治医及び協力医療機関と連絡を取り、救急搬送等の適切な処置を講ずる。
- 2 サービス提供時や非常災害等で事故が発生した場合は、利用者の処置・避難等の適切な措置を講じる。必要な場合は関係機関への報告も行う。

（協力医療機関）

- 第22条 協力医療機関は、次の通りとする。
- 医療法人 徳洲会 庄内余目病院。
- 岡田内科循環器科クリニック
- 高橋歯科医院

（非常災害対策）

- 第23条 管理者は、利用者が認知症症状により自力での避難が困難であることに特に配慮し、利用者の安全を確保するため、各種災害に臨機に対応できる十分な防災対策を講ずるものとする。
- 2 「眺海」は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとし、非常災害に備えて年2回以上、避難及び救出のその他必要な訓練を行う。
 - 3 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(緊急時やむを得ず身体拘束を行う際の手続き)

第24条 利用者に身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

ただし、サービスの提供に当たり、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者、利用者の家族に「身体拘束に関する説明書」に基づき説明を行ったうえで同意を得るとともに、その拘束の必要な理由、方法、時間、心身の状況等を報告し、職員は記録、評価を行い、一刻も早い拘束解除を目指す。

(運営推進会議、地域等との連携)

第25条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進委員を配置し、概ね2ヶ月に1度運営推進会議を開催し活動状況の報告、評価を受ける。また、必要な要望、助言等を聞き、報告、評価、要望、助言等については記録を作成し、それを公表、酒田市にも提出するものとする。

- 2 地域住民やボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流を積極的に図って行く。(自治会・老人クラブ・婦人部・子供会・その他ボランティアなど)

(その他運営に関する重要事項)

第26条 利用定員及び居室の定員を超えて入居運営はしない。ただし、災害その他やむをえない事情がある場合は、この限りではない。

- 2 運営規程の概要、相談、苦情の対応、緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き、高齢者虐待防止のための取組については、事業所内に掲示する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する政省令及び通知並びに本規程に定めのない運営に関する重要事項については、株式会社檜の木の取締役会において定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年5月1日改訂施行する。

平成27年4月1日改定施行する。

平成27年8月1日改定施行する。

平成29年8月1日改定。

平成30年4月1日改定施行する。

平成30年8月1日改定施行する。

令和元年10月1日改定施行する。

令和元年11月12日改定施行する。

令和 4 年 10 月 1 日改定施行する。

令和 5 年 10 月 1 日改定施行する。